

いばらき業務改善奨励金 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金、以下「国助成金」という。）の交付決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内において、助成金を交付する。

(助成金の交付)

第2条 この要綱は、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）のほか、いばらき業務改善奨励金（以下「県奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第3条 県奨励金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 茨城県内に事業場を設置していること。
- (2) 国助成金について、令和6年1月1日以降に茨城労働局からの交付決定通知を受け、令和7年1月31日までに支給決定通知を受けている事業者であること。
- (3) 令和6年1月1日から同年9月30日までに、茨城県内にある事業場における労働者の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）を990円以上に引き上げた事業者、または同年10月1日以降に、茨城県内にある事業場における労働者の当該事業場内最低賃金を1,040円以上に引き上げた事業者であること。ただし、当該事業場が事業場規模50人未満である場合は、「令和6年1月1日」を「令和5年4月1日」と読み替えるものとする。
- (4) 国助成金の支給決定通知書及び当該事業場における事業場内最低賃金を前号に定める基準額以上に引き上げたことを明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳）を適切に整備し、保管している事業者であること。
- (5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (6) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとするこ）をした事業者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (8) 国、県又は市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (9) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。

- (11) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。
- (12) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。
- (13) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (14) 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等、県奨励金の交付が適当でないとして認められる事業者でないこと。

(助成対象経費及び助成率等)

- 第4条 県奨励金の対象は、令和6年1月1日以降に茨城労働局からの交付決定通知を受けた国助成金であって、令和7年1月31日までに支給決定通知を受けているものとする。
- 2 県奨励金の助成対象経費及び助成率は、別表1のとおりとする。
 - 3 県奨励金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 4 県奨励金の助成上限額は別表2のとおりとする。ただし、事業場規模が30人未満の場合、県奨励金の助成上限額は別表2-2のとおりとする。

(助成金の交付の申請)

- 第5条 県奨励金の交付を受けようとする事業者は、奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を令和7年1月31日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の奨励金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (1) 誓約・同意書（様式第2号）
 - (2) 国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）
 - (3) 国助成金実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号）
 - (4) (3)に係る添付書類一式の写し
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定等)

- 第6条 知事は、前条による申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金交付決定及び額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、県奨励金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、奨励金の交付にあたり条件を付することができる。
 - 3 知事は、第1項の規定により奨励金の交付を決定したときは、申請者に対しすみやかに奨励金を支給する。

(申請の取下げ)

- 第7条 第5条による申請を行った事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受領した日から10日以内に奨励金取下げ申請書（様式第4号）を知事に提出し

なければならない。

(指示及び検査)

第8条 知事は、第6条第1項による通知を受けた事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、第6条第1項による通知を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、県奨励金の交付を受けたとき。

(2) 県奨励金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の知事の指示に従わなかったとき。

(助成金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により県奨励金の交付決定を取り消した場合において、既に県奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(帳簿の備付等)

第11条 県奨励金の交付を受けた事業者は、助成事業の収支に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか県奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

別表 1

対象経費	県助成率		
	国の業務改善助成金の対象経費支出済額(※)	国の助成金の助成率(※)が 3/4 の場合	国の助成金の助成率(※)が 4/5 の場合
	1/8	1/10	1/20

※業務改善助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の記載に基づくものとする。

別表 2

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国の助成 上限額	県助成上限額		
			助成率 1/8 (国の助成率 3/4 の場合)	助成率 1/10 (国の助成率 4/5 の場合)	助成率 1/20 (国の助成率 9/10 の場合)
30 円 以上	1 人	300,000	50,000	38,000	17,000
	2～3 人	500,000	83,000	63,000	28,000
	4～6 人	700,000	117,000	88,000	39,000
	7 人以上	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	10 人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000
45 円 以上	1 人	450,000	75,000	56,000	25,000
	2～3 人	700,000	117,000	88,000	39,000
	4～6 人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7 人以上	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	10 人以上	1,800,000	300,000	225,000	100,000
60 円 以上	1 人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6 人	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	7 人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000
	10 人以上	3,000,000	500,000	375,000	167,000
90 円 以上	1 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	2～3 人	1,500,000	250,000	188,000	83,000
	4～6 人	2,700,000	450,000	338,000	150,000
	7 人以上	4,500,000	750,000	563,000	250,000
	10 人以上	6,000,000	1,000,000	750,000	333,000

別表 2-2

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	国の助成 上限額	県助成上限額		
			助成率 1/8 (国の助成率 3/4 の場合)	助成率 1/10 (国の助成率 4/5 の場合)	助成率 1/20 (国の助成率 9/10 の場合)
30 円 以上	1 人	600,000	100,000	75,000	33,000
	2～3 人	900,000	150,000	113,000	50,000
	4～6 人	1,000,000	167,000	125,000	56,000
	7 人以上	1,200,000	200,000	150,000	67,000
	10 人以上	1,300,000	217,000	163,000	72,000
45 円 以上	1 人	800,000	133,000	100,000	44,000
	2～3 人	1,100,000	183,000	138,000	61,000
	4～6 人	1,400,000	233,000	175,000	78,000
	7 人以上	1,600,000	267,000	200,000	89,000
	10 人以上	1,800,000	300,000	225,000	100,000
60 円 以上	1 人	1,100,000	183,000	138,000	61,000
	2～3 人	1,600,000	267,000	200,000	89,000
	4～6 人	1,900,000	317,000	238,000	106,000
	7 人以上	2,300,000	383,000	288,000	128,000
	10 人以上	3,000,000	500,000	375,000	167,000
90 円 以上	1 人	1,700,000	283,000	213,000	94,000
	2～3 人	2,400,000	400,000	300,000	133,000
	4～6 人	2,900,000	483,000	363,000	161,000
	7 人以上	4,500,000	750,000	563,000	250,000
	10 人以上	6,000,000	1,000,000	750,000	333,000

いばらき業務改善奨励金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

郵便番号	
住所	
事業場名	
代表者職氏名	
電話番号	

(代理人の場合)

代理人郵便番号	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人が法人の場合、代表者職氏名	

厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「国助成金」という。）の額の確定通知がありましたので、茨城県補助金等交付規則第4条、いばらき業務改善奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えていばらき業務改善奨励金（以下「県奨励金」という。）の交付申請及び実績報告をいたします。

記

1 県奨励金交付申請及び実績報告額 金 円

2 県奨励金交付申請額の内訳

国助成金における 対象経費支出済額 A	対象経費に 県助成率を乗じた額 (要綱別表1) B = A × 県助成率	県奨励金上限額 (要綱別表2) C	BとCを比較して 少ない方の額 (千円未満切り捨て) D
円	円	円	円

・国助成金コース区分 ※いずれかに○をしてください。
・30円コース ・45円コース ・60円コース ・90円コース

・引上げ労働者数 人

・賃金引上げ年月日 令和 年 月 日

3 添付書類確認表（提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください）

提出書類	確認欄
誓約・同意書（様式第2号）	
国助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し（国助成金交付要綱 様式第11号）	
国助成金実績報告書の写し（国助成金交付要綱 様式第9号）	
国助成金実績報告書に係る添付書類一式の写し	
その他知事が必要と認める書類	

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

4 振込先口座 ※口座名義は申請者と同一の名義であること。

金融機関名	銀行 金庫 組合	支店 支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	
口座番号		※左づめでご記入ください。
口座名義（カタカナ）		

担 当	部 署 名	
	職 ・ 氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

様式第2号（第5条関係）

誓約・同意書

私は、いばらき業務改善奨励金の申請にあたり下記の事項について誓約・同意します。

なお、茨城県（以下「県」という。）が必要な場合には、茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 交付要件を満たしています。なお、申請内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
- 2 県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 私又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 4 上記3の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

茨城県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

代表者生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

様式第3号（第6条関係）

労政第 号
令和 年 月 日

申請事業者 殿

茨城県知事 大井川 和彦

いばらき業務改善奨励金交付決定及び額確定通知書

令和 年 月 日付け申請のあったいばらき業務改善奨励金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条及びいばらき業務改善奨励金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付額を決定及び確定しましたので、同規則第7条及び第14条の規定により通知します。

記

- 1 奨励金の対象となる経費は、いばらき業務改善奨励金交付要綱第4条に定める経費であり、その内容は令和 年 月 日付け申請書記載のとおりである。
- 2 奨励金の額は、 円とする。

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所 （事業場の所在地）
事業場（名称及び代表者名）

いばらき業務改善奨励金取下げ申請書

令和 年 月 日付け労政第 号で交付決定のあった標記奨励金に係る申請を下記の理由により取り下げたいので、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第8条及びいばらき業務改善奨励金交付要綱第7条の規定により申請します。

【取下げ理由】